

福祉サービスについて共通の制度の下で一元的に提供する障害者自立支援法が、2006年4月1日に施行されました。その後、「障害者総合支援法」に名称を変えて13年4月に施行。その改正法も昨年(16年)4月に施行されています。また、14年1月に日本が障害者権利条約を批准し、16年4月1日には障害者差別解消法が施行されるなど、障害者の権利擁護や自己決定が重要視されるように



葛飾区立鎌倉福祉館で開かれた「そよ風まつり」にて

特集



第546号

2017年(平成29年)7月20日
毎月1回20日発行

津久井やまゆり園事件から1年 共生社会を考える

上智大学教授、編集委員長 大塚 晃

なつてきました。この間、私たちはノーマライゼーションの実現に向けて、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域社会で普通の生活を営み、活動できる社会を構築することを目指してきました。障害のある人が地域で生活するためには、居住の支援、就労あるいは活動への支援、ホームヘルプサービスの支援、そして障害のある人それぞれのニーズにもとづいたケア計画に沿って複数のサービスを調整し、一体的・総合的に提供していく相談支援が重要となります。

私たちは、措置が契機となった支援費制度以降の20年、地域において障害のある人が生きるためのこのような支援にどれだけ真摯に取り組んできたでしょうか。先日、ある会議で「地域移行が困難な利用者」という言葉が出ました。障害の重い人の状況は重々承知

なつてきました。今年もやまゆりの花が咲く季節になつてきました。事件で犠牲になつた19名の尊い命を無駄にしないためには、どんなに知的障害が重い人たちについても、彼ら彼女らの意思決定を尊重して地道に地域生活支援に取り組んでいく他はないと思つて

なつてきました。このような私たちの状況、すなわちノーマライゼーションといいながら地域生活支援に真摯に取り組んできたにもかかわらず、昨年の相模原の施設における殺傷事件の犯人はつて入つたのではないのでしょうか。今年もやまゆりの花が咲く季節になつてきました。事件で犠牲になつた19名の尊い命を無駄にしないためには、どんなに知的障害が重い人たちについても、彼ら彼女らの意思決定を尊重して地道に地域生活支援に

P1~7

共生社会を考える

P8~9

平成28年度
決算報告

P10

新旧役員ご紹介

P11

わが施設、
事業所の天下一品

P12

キラッとひかる!

P13

本人活動

P14

私の街のっておき